

小・中学校の適正規模等に関する基準について

《基準を策定するにあたって検討すべき項目（案）》

1. 基本的な考え方

「小・中学校の適正規模等にかかる基準（以下「基準」という。）」を定める目的や趣旨。

【明石市校区のあり方についての調査・研究について】（P1）

1. 調査・研究の目的

我が国や地方公共団体を取り巻く社会情勢として、人口減少社会への転換や少子高齢化の一層の進行が見られる中、本市の校区について望ましい将来のあり方に関する調査・研究を行うことを目的とする。

2. 基準項目

小・中学校における望ましい教育環境として、基準に定めるべき項目。

- (1) 学校規模
- (2) 通学区域・距離
- (3) その他

【明石市校区のあり方についての調査・研究について】（P3）

◆明石市の適正学校規模の方向性

小学校、中学校ともに「12学級～24学級」

小学校 12学級～24学級

○1学年あたり学級数 2～4学級

○児童数計：440名～880名

*1～4年生35名/学級、5・6年生40名/学級

中学校 12学級～24学級

○1学年あたり学級数 4～8学級

○生徒数計：480名～960名

*40名/学級

3. 適正化方策

小規模校や過大規模校について、規模の適正化を図るための方策等。

【明石市校区のあり方についての調査・研究について】(P3)

◆適正化を図るために必要な施策

○小規模校、過小規模校の学校規模の適正化に必要な施策の方向性としては、①通学区域の変更を進める。そのうえで、②調整区域の設置を検討する。調整区域の設置によっても小規模化の傾向が進む場合、③学校の統廃合を進める。

○また、現況ではなじまないが、他自治体では行われている施策として、「学校選択制」、「施設一体型の小中一貫校」、「小規模特認校制度」などがあり、保護者のニーズや学校関係者の協力体制などを勘案しつつ、今後の動向に合わせて検討を進めることも視野に入れる。

4. 適正化の判断基準

適正化に取り組む判断をする分岐点（ポイント）となる指標。

【明石市校区のあり方についての調査・研究について】(P3)

◆適正化を検討する基準

○学年単学級が小学校では1～2学年、中学校では1学年となり、地域・保護者等の要望がある場合、対策を検討する。

○全学年で学年単学級が半数以上となる場合、今後の児童生徒数の推移をみながら早期に対策を検討する。

○全学年で学年単学級となり、継続が予測される場合、早急に対策を検討する。

5. 適正化にかかる留意事項

教育環境や保護者・地域との関係など、適正化を進める上で留意すべき事項。

【明石市校区のあり方についての調査・研究について】(P3)

◆適正化にかかる留意事項

○各学校の現状や国県の動向を見極めながら、将来的な見通しについて随時検討を要する。

○各地域の個別の課題に応じ、保護者や地域住民の理解を得ながら、計画的に適正化を図ることが重要である。

6. その他

その他基準に定める事項。

- (1) 基準の推進、公表及び見直しの考え方
- (2) 適正化対象校の個別計画など